

NanoTerasu（次世代放射光施設）の利活用の在り方に関する 有識者会議の設置および運営要領（令和4年8月 科学技術・学術政策局長）

資料1-1
NanoTerasu（次世代放射光施設）の利活用の在り方に関する有識者会議(第1回)
令和4年8月25日

1. 趣旨

現在、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、国（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）及びパートナー（一般財団法人光科学イノベーションセンター（代表機関）、宮城県、仙台市、国立大学法人東北大学、一般社団法人東北経済連合会）が整備を進めているNanoTerasu（次世代放射光施設）は、令和5年度の稼働、令和6年度の運用開始を目指し、着実に取組が進められている。NanoTerasuは、軟X線領域における高輝度な放射光利用環境を提供する大規模な研究開発基盤であり、その成果として、最先端の研究成果の持続的な創出、リサーチコンプレックスの形成加速及び本格的産学連携によるイノベーション創出が期待されている。

また、今後、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」（平成6年法律第78号）を改正し、NanoTerasuを同法の対象施設とすることで、施設を利用した研究等を行う者に対する支援をはじめ、共用を促進するための措置を講ずることとしている。

このような状況の中、NanoTerasuの運用開始に向けて、その最大限の効果を得るべく、NanoTerasuの利活用の在り方について検討を実施するため、「NanoTerasu（次世代放射光施設）の利活用の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設けることとする。

2. 検討事項

- ① ユーザーに対する適切な情報提供の在り方
- ② ユーザーのニーズに柔軟に対応できる施設の管理運営の在り方
- ③ ユーザー支援人材の確保と育成
- ④ 国内外へのアウトリーチの在り方
- ⑤ 国及びパートナー間の適切な役割分担と連携の在り方
- ⑥ 効率的かつ効果的な段階的な運用開始の在り方
- ⑦ 研究成果の最大化に向けた利用制度（適切な利用料金の設定を含む。）の在り方
- ⑧ 国及び地方の他機関並びに他施策との効果的な連携の在り方
- ⑨ 施設の将来的な発展の方向とビジョン

3. 実施方法

- ・有識者会議は別紙委員をもって構成することとする。
- ・有識者会議には座長及び座長代理を置く。
- ・座長は、有識者会議の事務を掌理する。
- ・座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わり、その職務を遂行する。
- ・座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- ・有識者会議の会議及び議事は原則として公開で行う。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、非公開とすることができる。
- ・この他、運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮った上で定める。

4. 実施期間

令和5年3月31日までとする。

5. その他

有識者会議に関する庶務は、関係局課の協力を得て、科学技術・学術政策局研究環境課が行う。

また、研究振興局から計算科学技術推進室及び量子研究推進室がオブザーバーとして参加する。

NanoTerasu（次世代放射光施設）の利活用の在り方に関する有識者会議委員名簿

- | | | |
|---|--------|---|
| | 荒井 雄一郎 | 株式会社博報堂テーマビジネスデザイン局長 |
| | 石川 哲也 | 国立研究開発法人理化学研究所放射光科学研究センター長 |
| | 宇治原 徹 | 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学未来材料・システム研究所教授 |
| | 岸本 喜久雄 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構技術戦略研究センター長、国立大学法人東京工業大学名誉教授 |
| | 小松 秀樹 | 株式会社ブリヂストンフェロー |
| ◎ | 千葉 一裕 | 国立大学法人東京農工大学学長 |
| | 辻本 将晴 | 国立大学法人東京工業大学環境・社会理工学院教授 |
| ○ | 平井 良典 | AGC株式会社代表取締役兼社長執行役員 |
| | 横山 広美 | 国立大学法人東京大学国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構副機構長・教授 |

◎：座長 ○：座長代理

令和4年8月現在（敬称略、五十音順）